

歸有光「先妣事略」の系譜

—母を語る古文體の生成と發展

野 村 鮎 子

はじめに

中國文學で母をテーマとした作品集を編むとしたら、明の歸有光の「先妣事略⁽¹⁾」がその選に入るとは間違いない。「先妣事略」は、清の姚鼐の『古文辭類纂』傳狀類に收錄されて以後、廣範な讀者を獲得し、母を語る古文の傑作とされた。

先妣とは、亡くなつた母に對する敬稱。先妣は、顯妣、皇妣、亡妣、先母、吾母、先太夫人、先夫人ともい、また、封號にしたがつて、先淑人、先恭人、先宜人、先安人、先孺人と稱する場合もある。⁽²⁾事略とは、文體でいえば行狀に分類される文であり、本論では、士大夫が自ら「母の生前の德行を記した文のことを、統一して先妣行狀と呼ぶことにする。

行狀は、元來、謚を審議する際の参考資料であり、官僚の生平の政績を記して史館に報告し、將來の史書編纂に備えるためのものであつた。後世、墓誌銘の執筆を依頼する際にこれを添えるようになり、行狀の性格が變化したものの、女性の行狀は官僚の政績を記すという本来の趣旨から外れる。そのため、士大夫自撰の先妣行狀を「非古」の文體とみなし、その存在自體を批判する向きもある。『禮記』曲禮上

に「内言は樞を出でず（婦女子の話は家のしきいから外には持ち出さない）」とあり、士大夫が家の中の女性について述べるのは慎むべきこととされたのも、その一因である。

この「非古」の文體である先妣行狀が、文献の中で始めて登場するのは、北宋である。その後、元を経て、明・清に大いに行われるに至つた。では、先妣行狀とはいかなる文體で、どのように生成發展したのか。歸有光の「先妣事略」は、何をもつて先妣行狀の傑作と見なされたのか。本論は、歸有光の「先妣事略」を、先妣行狀という古文體の歴史の中でとらえようとするものである。

一、歸有光「先妣事略」

歸有光（一五〇七⁽³⁾—一五七一）は號を震川といい、萬曆以前の、主として嘉靖年間を生きた人である。六十歳で科舉に合格するまでは郷里崑山からほど近い嘉定で書塾を經營して暮らしており、その作品は、近隣の士大夫との應酬の文や、郷里や家庭内の出來事をテーマにしたもののが大半を占める。

「先妣事略」は、母の死から十七年後、一女の親となつた彼が、母を追慕して書いた作品である。次はその冒頭部分である。

先妣周孺人、弘治元年二月十一日生、年十六來歸。踰年生女淑靜。淑靜者、大姊也。期而生有光。又期而生女子殤一人。期而不育者一人。又踰年生有尚、姪十二月。踰年生淑順。一歲又生有功。有功之生也、孺人比乳他子加健。然數蠻蹙顧諸婢曰、「吾爲多子苦。」

老嫗以杯水盛一螺進曰、「飲此、後姪不數矣。」孺人舉之盡、暗不能言。(先妣周孺人は、弘治元年二月十一日に生まれ、十六歳で嫁いでこられた。翌年、娘の淑靜をお産みになった。淑靜とは長姉である。一年して有光を産み、さらに一年して女兒を出産されたが、その子は夭折した。一年してから身ごもつたが流産なされた。さらに翌年には有尚をお産みになつたが、妊娠は十一箇月に及んだ。翌年淑順を産み、一年してさらに有功をお産みになつた。)

有功が生まれたときは、母上は他の子を産んだときよりお元氣だった。しかし、母上はたびたび眉をしかめて婢たちに、「私は子供が多くて困る」といっておられた。婆やが田螺を二つ入れた飲み物をすすめていった。「これを飲めば今後はあまり妊娠しなくなるでしょう」と。母上は杯を持ってこれを飲み干すと、口もきけない状態になられたのだ。〔震川先生集〕卷(五)

この後、幼子を遣して母は「なくなる。

正徳八年五月二十三日、孺人卒。諸兒見家人泣、則隨之泣。然猶以爲母寢也。傷哉。於是家人延畫工畫、出二子、命之曰、「鼻以上畫有光、鼻以下畫大姊。」以二子貽母也。(正徳八年五月二十三日に、母上は「なくなられた。子供たちは家の者が泣いているのを見て、つられて泣いた。けれども、母上は眠っているだけだと思っていた。いたましいことだ。この時、家の者は繪描きを呼んで肖像を描かせたのだが、二人の子を呼び出して、「鼻から上は有光

を、鼻から下は一番上の姉を描くように」と命じた。二人が母上に似ていたからだ。)

歸有光が母を喪つたのは七歳の時である。よつて、この後に語られる母の生前の姿は、幼い時の僅かな思い出と、家族からの傳聞である。働き者で儉約家だった母、針仕事に餘念のなかつた母、私が『孝經』を暗誦してみせると喜んだ母。學校に通うようになつても母が懲しかつたこと。富裕だが純朴で優しかった母の實家の人々、彼らはその後、次々と流行病に斃れ、外祖父と二人の叔父が残っているだけである。文の最後はこう結ばれている。

孺人死……、十六年而有婦。孺人所聘者也。期而抱女、撫愛之、益念孺人。中夜與其婦泣、追惟一二、彷彿如昨、餘則茫然矣。世乃有無母之人。天乎。痛哉。(母が「なくなる」から、……十六年して妻を娶った。母が決めておいてくださった女性だ。一年後に娘が生まれた。この子を可愛がり、ますます母上のことと思つようになつた。夜中に妻とともに泣きながら母のことを追憶すれば、まるで昨日のことのように思い出せるのは一つ二つだけで、ほかはほんやりしている。私のように母の無い者だってこの世にはいるのだ。ああ天よ、むごいことだ。)

歸有光には「先妣事略」のほかにも、家庭内の女性をテーマとする「項脊軒志」「世美堂後記」「女二」「墳誌」「女如蘭擴誌」「寒花葬誌」などの作品があり、母子の情を描くことに長けた作家として知られている。しかし、生前はそれほど高い評價を得ておらず、歸有光文學が再評價されたのは、明末清初に錢謙益や黃宗羲が登場して以後のことである。兩者の歸有光評價の差異については、かつて論じたことがるので詳細は省くが、特に黃宗羲は歸有光文學の中に抒情を見出し、

それに高い評價を與えた。そしてそれは、次に擧げる「一往深情」または「一往情深」という言葉に集約される。

予讀震川文之爲女婦者、「一往深情、每以一二細事見之、使人欲涕。」

（予震川の文の女婦の爲にする者を讀むに、「一往深情にして、毎に一二の細事を以て之を見わし、人をして涕せんと欲せしむ。」）

『南雷文案』卷八「張節母葉孺人墓誌銘」

震川之文、「一往情深。故于冷淡之中、自然轉折無窮。（震川の文は、一往情深なり。故に冷淡の中に于いて、自然に轉折して窮り無し。）『明文授讀』卷十四「評歸有光」

さらに桐城派の始祖方苞も、歸有光文學と肉親の情との關係について「書歸震川文集後」で次のように述べている。

至事關天屬、其尤善者、不俟修飾、而情辭并得、使覽者惻然有隱。其氣韻蓋得之子長、故能取法於歐・曾、而少更其形貌耳。（事の天屬に關するに至りては、其の尤も書き者は、修飾を俟たずして、情辭并びに得、覽る者をして惻然として隱有らしむ。其の氣韻は蓋し之を子長に得て、故より能く法を歐・曾に取りて、而かも少しく其の形貌を更うるのみ。）『方望溪先生集』卷五

こうした評價は、清の桐城派に受け繼がれ、姚鼐は『古文辭類纂』を編纂するに當たって、明文ではひとり歸有光の文を收録し、唐宋八大家に準ずる地位を與えた。「先妣事略」は、この『古文辭類纂』傳状類に收録されて以後、歸有光の代表作として廣範な讀者を獲得するに至つたのである。

一方、「先妣事略」の事略とは、文體でいえば行狀にあたるもので、女性の行狀、とくに士大夫が自ら母の行狀を書くことについては、古くから批判的な意見も存在した。南宋の俞文豹『吹劍錄外集』は、古

來、女性の德行を稱えたものとして『詩經』「既醉」や『後漢書』『晉書』の列女傳、班姬『女史箴』婦行篇があることを述べた後、次のようにいう。

然古今志婦人者、止曰碑、曰誌、未嘗稱行狀。近有鄉人志其母、曰行狀、不知何所據。（然れども古今の婦人を志す者は、止だ碑と曰い、誌と曰い、未だ嘗て行狀と稱さず。近ごろ郷人の其の母を志して行狀と曰う有り。何の據る所かを知らず。）

俞文豹は女性の行狀自體を否定し、士大夫が自ら母の行狀を書くことを批判するのである。このことから分かるのは、先妣行狀が生まれたのは宋代であって、それより前、この文體は存在しなかつたということである。

では、宋以前の、先妣に關する文學はどのように展開してきたのであろうか。次章では、先妣行狀が生まれる以前の、母を語る文學を概観する。

一、先妣行狀以前の母を語る文學

先妣に對する哀悼の文學の早い例としては、『世說新語』文學篇八二に次のような話が見えている。

謝太傅問主簿陸退、「張憑何以作母誄、而不作父誄。」退答曰、「故當是丈夫之德、表於事行、婦人之美、非誄不顯。」（謝太傅主簿の陸退に問う、「張憑何を以てか母の誄を作り、父の誄を作らざる」と。退答えて曰く、「故より當に是れ丈夫の徳は、事行に表われ、婦人の美は、誄に非ずんば顯われざればなるべし」と。）謝安の問い合わせに對し、陸退は岳父の張憑が母の誄を作ったのは、それ以外では女性の美德を顯彰する手段がなかつたからだと答えている。

現在、張憑の誄は傳わらないが、曹植が母を哀悼した「卞太后誄」がのこっている。曹植はその上表文の中で制作の意圖について、「臣聞銘以述德、誄尚及哀。是以冒越諒陰之禮、作誄一篇。(臣聞くならく、銘は以て徳を述べ、誄は尙お哀に及ぶと。是を以て諒陰の禮を冒越し、誄一篇を作る。)」と言っている。諒陰とは喪中であること。卞太后が亡くなつたのは、太和四年(一三〇)六月で、七月に高陵に祔葬されている。曹植が服喪期間にありながら、それを冒してまで母の誄を作つたのは、墓誌銘には表わすことができぬ、子としての哀悼の意を示すためである。ただ、現存する母の誄が「卞太后誄」一篇であることから考へても、服喪期間にあえて母の誄の筆を執るのは、この時代としては極めて異例のことだつたと思われる。

このほか、士大夫が亡母の傳記を記したものとして、魏の鍾會が書いた母の傳がある。父の婢妾であった生母張昌蒲の葬に際し、その生前の徳行や彼女から受けた訓えについて述べたもので、『三國志』魏書鍾會傳に裴松之注が「會爲其母傳曰……」、「會時遭所生母喪。其母傳曰……」として引いているため、後世「鍾會母傳」または「生母張夫人傳」と呼ばれている。また、近年、興膳宏氏が梁の蕭繹『金樓子』后妃篇に、蕭繹が生母の忌明けに際して執筆した阮修容の傳があることを發見、これについて論じておられる。「鍾會母傳」も「阮修容傳」も、これが獨立した傳であつたのか、あるいは當時流行していた家傳の一部として執筆されたのかは不明であるが、そこには母の家庭内で果たした役割や子女への教育内容が語られており、士大夫層の家庭内の状況を垣間見ることができる。では、こうした母の誄、母の傳記は、後世にどのように受け繼がれていたのだろうか。

唐代では、士大夫が自ら母を哀悼するために用いた文體は、先妣祭

文と先妣墓誌銘の二種類である。先妣祭文には、封號の追贈を父母の靈前に報告した初唐の張九齡の「祭」先文(一作「追贈祭文」)と中唐の元稹の「告贈皇考皇妣文」がある。また、先妣墓誌銘は、中唐の穆貞の「祕書監穆公夫人裴氏玄堂誌」と柳宗元の「先太夫人河東縣太君歸祐誌」の二篇がある。後者は、永州司馬に左遷された柳宗元がかの地で母を亡くし、翌年、柩を長安に歸葬させた際の作で、後世、先妣墓誌銘の手本とされた。⁽¹⁾士大夫階級の女性として、あるべき婦徳を兼備していたことをいい、息子の左遷で永州という邊境に居住せねばならなかつたこと、病に斃れても醫藥備わらず十分な手當てができるなかつたこと、さらに柩に附き從つてゆくことのできぬ不孝を縷々述べている。唐代では、文献として傳わる先妣墓誌銘はこの二篇だけである。しかし、二篇の先妣墓誌銘が、中唐という古文復興運動の時期に登場したことは決して偶然ではない。それは、ちょうど士大夫が自ら亡妻の墓誌銘や祭文を執筆するようになつた時期と重なつてゐる。⁽²⁾柳宗元には「亡妻弘農楊氏誌」もあり、彼は普通の墓誌銘では決して觸れられることのない妻の身體的障害や流產について言及し、夫しか知りえない妻の家庭内でのエピソードを墓誌銘に折り込んだ。

そもそも士大夫、つまり男性が亡くなつた場合、用意される文には、行狀、墓誌銘、神道碑、祭文がある。女性の場合は、基本的には墓誌銘と祭文のみである。墓誌銘は、死者の事蹟を石に刻して墓穴に埋めるもの。祭文は、墓前で読み上げて死者の魂を弔う文である。このうち墓誌銘は、故人の事績や出自を飾るために、遺族が名文家に執筆を依頼するもので、依頼された側は被葬者の出自を飾り、生平の事蹟について美辭麗句を並べる。被葬者が女性の場合、政事に關する業績もないことから、敍述は實家がいかに由緒正しい立派な家柄であるかに

重點が置かれ、内容は千篇一律に陥りやすい。しかし、士大夫が自ら書いた母や妻のための墓誌銘や祭文には、家族の結婚や就職、病氣や不幸、家の経済状態、母や妻の苦勞話など、書き手である士大夫が育ってきた環境、家の中の日常が語られ、読む者の心を打つ。「内言は樋を出でず」という規範は、哀悼という場合に限ってその枠がはずされるのだ。

この傾向は、宋代にも受け継がれており、宋の士大夫たちは自らの亡妻や先妣のために積極的に墓誌銘や祭文を書いた。⁽¹⁵⁾ 管見の及ぶところ、宋代の亡妻墓誌銘は四十一篇で、祭文は二十四篇のこっている。さらに、宋代の先妣墓誌銘としては十九篇、先妣を祭る文は二十三篇を確認した。ただ、先妣墓誌銘と亡妻墓誌銘の総数を比べた場合、壓倒的に亡妻墓誌銘の数が勝っている。これは何を意味するのだろうか。

母親は父と同じく上の世代に属する存在である。子の親に對する服喪期間は三年（二十七箇月）であり、妻の一年とは大きな違いがある。喪中の著述は憚られる。また、一般に既婚女性が亡くなった場合、墓誌銘を含む葬祭の一切をとりしきるのはその夫であって、子は父をさしあいで母の墓誌銘を書くことはできない。祭文であっても、父が存命である場合は「代家君作」と注記した例が多くみられるのはそのためであろう。同じ家の中の女性とはいっても、士大夫が自ら先妣墓誌銘の筆を執る機會は、亡妻墓誌銘の場合よりも少なかつたと考えられる。

三、宋における先妣行狀の生成

次頁にあげる「士大夫自撰先妣關連文一覽表」は、明中期までの文學者が亡き母について書いた文を、行狀、碑誌、祭文、その他の四つ

歸有光「先妣事略」の系譜

に分類し、その篇數を示したものである。⁽¹⁶⁾ 一覽表を明中期までとしたのは、紙幅に限りがあるためと、このころまでに先妣行狀という文體が士大夫の間で定着したと考えるためである。明季については、附表に一括してその總數のみを挙げておく。なお、ここでいう明季とは『京都大學人文科學研究所漢籍分類目録』に準じ、生年が嘉靖六年（一五二七）以降の者を指す。

一覽表の一番左の段は、行略・行述・行實・述・事略・事狀などのいわゆる「行狀」である。一番目の碑誌とは、墓誌銘・壇誌・墳記・遷葬誌・阡表などである。三番目の「祭文」には、焚黃文・告文・祝文を含めている。「其他」は、家傳・記・贊・年譜などを含む。嫡母と生母の兩方について作品がある場合もあり、祭文や告文が複數ある者もある。

右端には自撰の亡妻墓誌銘や亡妻祭文などの文の有無を、○印で附しておいた。ただ、これは、文献上のすべての亡妻關連の文をリストアップしたものではなく、母に關する作品を有する文學者についてのみ、妻を語った文があるかどうかを示したすぎない。計算によれば、先妣に關する文を書いている者の三割以上が亡妻をテーマにした文も書いていることになる。もちろん、全員が妻に先立たれる経験をするわけではないが、自らの母を語る者は、自らの妻をも語るという傾向にあることは確認できよう。これについては、稿を改めて論じるつもりであり、ここでは深く立ち入らない。

さて、一覽表によれば、最も早い先妣行狀の例は北宋の胡宿であり、作品名を「李太夫人行狀」という。北宋ではこのほか陳師道と陸佃、南宋では汪藻・樓鑰・陳宓・王炎午・許月卿に作品がある。また、現在、黃庭堅の文集中には見えないものの、元の楊宏道に「題黃魯直書

明					
丁 奉	1			○	
寇天敘	1				
張 璞	3		1	○	
方 鵬		2			
許 讀	1				
方 凤	1	1		○	
何 琳	1				
康 海	1			○	
張孚敬	1	1			
邊 貢	1				
周 用		1		○	
嚴 嵩	1				
劉 節	1				
孟 洋		1			
陸 深	1	1			
崔 銑	1			○	
胡 直	1	1		○	
許相卿	1	1		○	
朱 袞	1				
黃 紹	2			○	
汪文盛	1				
夏 言		4		○	
張邦奇	1			○	
費 紮	1	3	1	○	
郭維藩	1				
劉天民	1				
陳九川	1				
沈 偉	1		1	○	
陳 迅	1				
林大輅	1				
錢 繼			1		
張 岳		1			
馬 謐		1			
汪應軫		1			
陸 武		1			
陸 繆	1			○	
王邦瑞		1			
馮 恩	1	1			
李 默	1			○	
張時徹	1			○	
馬一龍		1			
趙完璧	1				
費懋賢		1			
來汝賛	1				
明					
李開先		1	1	○	
可 遷	2		1		
王用賓	1		1	○	
徐獻忠		1			
袁 泰	1				
李 懵		1	2		
江以達			2		
蔡雲程			1		
周復俊	1			○	
蘇志皋		1			
劉 惇			1		
羅洪先			1	○	
潘 漢			1		
金 瑞			1	○	
薛應旂		2		○	
李 環	1	1			
趙 統			1		
王雲鳳		1			
尹 臺	1				
歸有光	1			○	
陳有年	1				
林庭機			1	○	
何 焰		1			
瞿景淳	1				
王 材	1			○	
莫如忠	1				
陸樹聲	1			○	
黃 刨			1		
李春芳	1		1	○	
侯一元	1	1			
郭應聘	1				
林懋和	1		2	○	
俞允文	1				
李攀龍	1		2	1	○
靳學顥		1			
黃鳳翔	1			○	
王維楨	1				
沈良才	1				
姜 寶	1			○	
魏文煥	1				
亢思謙		1			
李萬寶		1			
孫 樓	1				
蘿汝芳		1			
明(中期まで)					
萬 恭	1				
孫七成	1				
蔡汝楠	2				
繆一鳳			1		
萬士和	1				
王叔果	1				
劉 凤	1				
余 實			1		
張祥爲	1		1		
吳子玉	1				
曹大章	1				
徐 渭		1	1	○	
殷士儋	1		4	○	
唐汝楫	1				
徐學謨	1			○	
郭汝霖	1			○	
林大春		1			
朱察卿	2	1	1	○	
汪道昆	1				
屠應塏	1				
張 幽	1				
嚴 果			5		
江 瑞	1				
張四維	1		4		
明 小計	81	71	92	9	

附表

明季先妣關連文(篇數のみ)

人數	行 状	碑 誌	祭 文	その 他
165	119	22	99	27

注1：先妣には繼母・庶母を含む。

注2：父母合葬・父母合祭の文も含む。

注3：京大人文研漢籍分類目録に準じ、

生年が嘉靖6年以降の者を明
季とした。

士大夫自撰先妣關連文一覽表

歸有光「先妣事略」の系譜

	撰者	行状	碑誌	祭文	その他	亡妻關連
六朝	曹植			1		
	鍾會			1		
	蕭何			1		
唐	張九齡			1		
	柳宗元	1				○
	元稹			1		○
	穆員	1				
宋	胡宿	1				
	韓琦	1				○
	李顥	1				○
	范祖禹			1		
元	程頤				1	
	歐陽修	2	1			○
	黃庭堅			1		○
	陳師道	1				
明	陸佃	1				
	李之儀			2		
	汪藻	1		1		
	曹勛			1		
宋	程俱	1				
	劉才邵			1		
	張鋗			1		
	張嵲	1				
南	沈與求			1		○
	鄭剛中			2		
	朱熹	1				
	周必大	1	1	2	○	
宋	呂祖謙	1		1	○	
	樓鑰	1			1	
	袁燮	1				
	洪适	1				○
明	葉適	1				○
	孫應時	1				
	陳亮	1				
	虞德秀			1		
宋	洪咨夔			1		
	釋道璨	1				
	陳宓	1				○

陳元晉	1			
陳耆卿		1		
方大琮	1			○
劉克莊	1	1		○
劉黻	1			
馬廷鸞		1	1	○
王炎午	1		4	
許月卿	1			
葛勝白		1		
李庭		1		
王義山	1			
郝經	1			
劉壩		1	1	○
王惲	1			○
袁桷	1			○
陳櫟		1		
馬祖常	1			
蒲道源		1		○
盧孫果	1			
王旭		1		
吳海		1		
舒頤		1		
吳臯		1		
宋元小計	10	25	31	5
宋濂	1		1	
鄭真	1			
劉嵩	1			○
程通		1		
練子寧	1			
黃福		2		
梁本之	1			
陳道潛	1			
楊士奇		1		○
解縉	2			
陳繼	1			○
楊榮	1		1	
羅亨信		1		
柯暹	1			
林環	1			
王直	1	1		○

李賢		1	○
鄭文康	1		
呂原	1		
岳正	1		
張寧	1	1	○
劉理	1		
王儻	1	1	
何喬新	1		
吳寬	1		
黃孔昭		1	
徐溥	1		○
陳獻章		1	
史鑑	1		○
謝鐸		1	○
賀欽	1		
陸武	1		
左贊	1	1	○
戴冠	1		
程敏政	1	1	
李東陽		2	
張悅	1	2	
彭教	1		
陸簡	1		○
文林	2		
夏麟	1		
丁養浩	1		○
林俊	1	1	
儲瓘	1		
黃瓊	1		○
祝允明	1		
邵寶	1	2	
劉忠		1	
顧清	1	1	○
蔣冕	2		○
羅欽順		4	
汪循	1	2	
金質		1	
楊戲		2	○
費宏	1		
劉春		1	3
楊廉	1		
王九思	1		○
錢琦	2		
方豪	1		

其母安康太君行狀墨跡後」があり、黃庭堅にも先妣行狀があつたことが知られる。これらは、前代には例のない、新しい文體である。また、亡妻については數が少なく、先妣に顯著な文體ともいえる。

ここで、女性の行狀全般について説明しておく必要がある。行狀は、行略・行實・事略・事狀、あるいは述ともいうが、いずれにせよ、元來、官僚の妻や母のために作られることはなかつた。次にあげる南宋王柏の「答劉復之求行狀」は、恩師劉炎の息子劉朔（復之）から師母すなわち劉炎夫人の行狀の執筆を依頼され、それを断つた書簡である。王柏はまず、行狀という文體の起源と變遷を次のように説明する。某嘗謂行狀之作、非古也。又嘗考之、衛公叔文子卒、其子戌請謚於君曰、「日月有時、將葬矣、請所以易其名者。」請謚之詞、意者今世行狀之始也。……自唐以來、有旨不應謚、亦爲行狀者、其說以爲將求名世之士爲之誌銘、而行狀之本意始失矣。（某嘗謂う、行狀の作は、非古なりと。又た嘗て之を考するに、衛公叔文子卒し、其の子戌謚を君に請いて曰く、「日月時有り、將に葬らんとす、以て其の名を易えんとする所の者を請う」と。謚を請うの詞は、意者、今世の行狀の始めなり。……唐自り以來、官の應に謚すべからざるに、亦た行狀を爲る者有り。其の説は、以て將に名世の士に求めて之が誌銘を爲らしめんと爲す。而して行狀の本意始めて失す。『魯齋集』卷七）

王柏が行狀を「非古」の文とするのは、子が父の謚を請うための詞として生まれた行狀が、後世、著名人に墓誌銘を依頼するためのものとなつたことを理由としている。さらに彼は、女性の行狀を否定する。夫觀昌黎・廬陵・東坡之集、銘人之墓最多、而行狀共不過五篇、而婦人不爲也。又知婦人之不爲行狀之意亦明矣。（夫れ昌黎・廬

陵・東坡の三集を観るに、人の墓に銘すること最も多し。而るに行狀は共に五篇に過ぎずして、而かも婦人は爲らざるなり。又た婦人の行狀を爲らざるの意、亦た明らかなるを知る。）

王柏は韓愈・歐陽脩・蘇軾に女性の行狀がないのは、女性の行狀が本来存在しないことを彼らが認識していたからだという。しかし、現實には、士大夫階級の女性の墓誌銘は必ず作られていましたし、墓誌銘を依頼された側には、故人に關する何らかの情報を書き付けた文書も届けられていたに違いない。たとえば、『溫國文正司馬公集』卷七六「蘇主簿夫人墓誌銘」によれば、蘇軾・蘇轍兄弟から母氏の墓誌銘を依頼された司馬光は、二人に向かって「夫人德非異人所能知也、願聞其略。（夫人の徳は、異人の能く知る所に非ざるなり、願わくは其の略を聞かんことを）といい、これに對して兄弟は「奉其事狀拜以授光（其の事狀を奉じ拜して以て光に授け）」たという。ここでいう事狀とは、行狀にほかならない。生活圈が家の中に限定されていた女性の墓誌銘が書かれるためには、彼女をよく知る者によって誌された文書が不可缺である。ただ、蘇軾の文集にこの先妣行狀（事狀）が收められていないのも事實である。古禮を重んずる者にとって、家庭内の女性の個人的な事柄を自ら公開するのは憚られることであつたに違いない。

そのため、母を語るのに家傳という文體を探る士大夫もいる。その早い例は北宋程頤の「先妣上谷郡君家傳」である。上谷郡君とは、母侯氏の封號である。本來、家傳とは、家中の子孫に傳えるためのものであつて、教誨家訓の意味あいが強い。敍述の内容は、墓誌や行狀と變わりはないが、あえて家傳というのは、女性のことは公にすべきでないという意識があるからである。

先にあげた宋の先妣行狀の中からも、先妣行狀の作者となることを

憚った例が見つかる。陸佃「邊氏夫人行狀」と汪藻「夫人陳氏行狀」のそれぞれの原注には、「借龔深之待制名撰」「代張秘作」とある。

龔深之は陸佃の同僚であり、張秘は汪藻の母陳氏の女婿にあたる人物。息子が他人の名義で執筆するという方法もとられていたのである。では、宋代の先妣行狀は、別集に偶然残ったものにすぎないのだろうか。

中國文學において、新しいスタイルの文學が定着する過程でしばしば見られるのが、先人の例に倣うという言い回しだ。ここで、南宋樓鑰の「亡妣安康郡太夫人行狀」を擧げておこう。樓鑰は末尾に次のように述べている。

不肖子鑰、自省事以來、親見實行聞格言、舊矣。是敢泣血具載、以少伸哀痛孺慕之誠。……窀穸有時、未敢求銘于當世大賢。輒援曾文昭公亡妣之稱、效后山陳公先夫人行狀之體、敬刊之石、以對先君之碑銘、以示子孫、使毋忘。（不肖の子鑰、省事自り以來、親しく實行を見、格言を聞くこと舊なり。是れ敢えて泣血して具載し、以て少しく哀痛孺慕の誠を伸ぶ。……窀穸時有りて、未だ敢えて銘を當世の大賢に求めず。輒ち曾文昭公の「亡妣」の稱を援ぎ、后山陳公の先夫人の行狀の體に效い、敬んで之を石に刊して、以て先君の碑銘に對し、以て子孫に示し、忘るる母らしむ。『攻媿集』卷八五）

樓鑰は、曾肇の案出した「亡妣」という名稱⁽⁴⁾を用い、陳師道の「先夫人行狀」の體に倣って「亡妣安康郡太夫人行狀」を書いたと明言している。陳師道「先夫人行狀」とは、陳師道が母龐氏を亡父とともに故郷に葬るために書いた文である。樓鑰が陳師道の作品に基づいて先妣行狀を誌したことは、先妣行狀が一つの文學のジャンルとして確立して

いく上で、重要な意味をもっている。かつて潘岳の「悼亡詩」によつて、亡妻を語る詩の扉が開かれたように、母を具體的に語る文體を、宋人は創造したのである。

ただ、私は王柏や俞文豹の先妣行狀批判からみて、宋代では、先妣行狀はいまだ文體として廣く認知されていなかつたのではないかと考へている。憶測の域を出ないが、俞文豹の「近ごろ鄉人の其の母をして行狀と曰う有り。何の據る所かを知らず」とは、樓鑰の「亡妣安康郡太夫人行狀」に對する當てこすりかもしれない。

四、明における先妣行狀の展開

先妣行狀は、こうした批判をよそに、元を経て明になると飛躍的に増加する。もちろん先妣墓誌銘も増えるのだが、先妣行狀の増え方は急激である。たとえば、表から算出した先妣行狀と墓誌銘の比率は宋・元では「十篇」對「二十五篇」と壓倒的に先妣墓誌銘が優位であったのに對し、明になると表にあげた明中期まで、「八十一篇」對「七十一篇」と逆轉するのである。明季に至つては「百十九篇」對「二十二篇」となり、先妣行狀の方が一般的になる。明代ではよく古文辭派と唐宋派の違いが問題になるが、先妣行狀の分布状況については、その差異は全く認められない。復古を強く主張する古文辭派の別集に「非古」であるはずの先妣行狀が多く見られるのは意外である。明の士大夫たちは、自らの母を語るのに、字數に制限があつて型が決まつてゐる墓誌銘よりも、先妣行狀というスタイルを好んだものらしい。

先妣行狀は、書かれた状況や目的によって、三つに分類できる。
まず第一に、墓誌銘を依頼するための資料として書かれる場合である。現存する行狀で最も早い北宋胡宿の「李太夫人行狀」には、末尾

に「諸孤相與追記平生狀實、乞銘諸竊、以光幽壤。（諸孤相い與に平生の狀實を追記し、諸を竊に銘するを乞い、以て幽壤を光らさん）」と見える。行狀の末尾に記される決まり文句であり、後世にも踏襲された。また、明の張寧の「求呂文懿公撰先母丁氏墓誌銘事行狀（呂文懿公に先母丁氏の墓誌銘を撰するを求むる事行の状）」のように、題に墓誌銘を依頼する相手名を明示した行狀もある。これらは母の墓誌銘を知友に依頼するために書かれたもので、最もオーソドックスなタイプといえる。なお、明代には先考と先妣の合葬墓誌銘が増えるが、それとともにあって父母を合體させた行狀も増える傾向にある。

二つめは、先妣行狀が墓誌銘を乞うための文ではなく、それ自體母を顯彰する目的で書かれる場合である。南宋の王柏は前章に引用した「答劉復之求行狀」の續きの部分で、依頼された師母の行狀の執筆を断る理由の一つとして、次のようにいう。

若以行狀而求銘、猶有說也。今先夫人已有墓銘、乃撫堂之門人述其師之語、理已當矣。若又爲行狀、不亦贅乎。……顯親之要、實在復之立身行道、日進日盛、而不在乎區區之文也。（若し行狀を以てして銘を求むれば、猶お説有り。今先夫人已有墓銘有りて、乃ち撫堂の門人其の師の語を述ぶるは、理已だ當れり。又た行狀を爲すが若きは、亦た贅ならずや。……顯親の要は、實に復之の立身行道の、日進日盛に在りて、區區の文に在らざるなり。）この王柏の言から、劉復之は亡母の墓誌銘がすでにありながら、行狀の執筆を依頼していたことがわかる。行狀には墓誌銘を求める以外に、故人の徳行を顯彰する目的もあったのである。

そのことは、明の林俊・陸深・胡直・侯一元らに、同じ母について墓誌銘と行狀の二つを書いている例があることからも知られる。もし、

墓誌銘を他者に乞うための行狀であれば、自ら先妣墓誌銘を執筆しているのだから矛盾する。

林俊と胡直の先妣行狀の末尾には次のようにある。

俊嘗欲傳吾母事行以爲家訓、因循有今凶疚荒迷。續述弗次、舉一而百漏、不孝何加焉。惟大君子評隲、以藉手求言史氏、不勝殞越、願幸之至。（俊嘗て吾が母の事行を傳して以て家訓と爲さんと欲するも、因循して今凶疚荒迷有り。續述 次ならず、一を擧げて百漏らす。不孝 何ぞ焉に加えん。惟だ大君子 評隲し、以て手を藉して言を史氏に求むれば、殞越に勝えず、願幸の至りなり。林俊『林見素集』卷二四「吾母安人黃氏事行」）

顧悲自幽于養、又涼於顯。如母之沈脩何。世有元夫作者操三不朽。將微一言、托諸世世、迺含血摭述大較如右。（顧だ自ら養に幽かにして、又た顯に涼きを悲しむ。母の沈脩を如何せん。世に元夫の作者の三不朽を操る有り。將に一言を微めて諸を世世に托さんとし、迺ち含血摭述すること大較右の如し。胡直『衡廬精舍藏稿』卷二四「先母周太安人行狀」）

これらは墓誌銘の資料ではなく、それ自體が母の徳行を顯彰する傳記として書かれている。彼らが意識しているのは、おそらく節婦傳・烈女傳のたぐいであるが、傳は第三者によつて書かれるべきもので、士大夫が自らの母のために節婦傳・烈女傳を作るのは規をこえる行爲である。彼らはいつの日か先妣行狀が他者の目にとまり、傳が作られ、あるいは列女傳の類に採用されることを願つたのであろう。

三つめは、家譜・宗譜の一部として書かれる場合である。明から清にかけて家譜や宗譜の編纂が流行するが、そこには、家系圖のほかに、家傳と稱する個人の傳記が收められる。本來は、一族の中の傑出した

人物を子孫に傳えて家訓とするものだが、門外不出というわけでもなく、文學者によつては、別集編纂の際に、「家傳」あるいは「家乘」という體例を設け、そこに先妣行狀を收録している場合もある。⁽²⁾これらは、將來、子孫の榮達によつて封號を追贈される際の資料としての性格もある。

ただ、この三つは必ずしも截然と分けられるものではない。先妣行狀は、墓誌銘の資料としての元來の役割を超えて、次第に母の傳記としての性格を有するようになったと思われるからである。

もちろん、行狀という文體である以上、一定の型が遵守されるのはいうまでもない。今、その内容を列舉してみると、①先妣の生年、沒年、享年。②先妣の出自とその家柄。③吾が父とその父祖の官歴。④子や孫の官歴、女子の嫁ぎ先。⑤先妣の女徳。⑥先妣から受けた家教。⑦母を喪った悲痛となる。このうち書き手の力量が出るのは、⑤⑥⑦である。そのため、書き手は、女徳についてなるべく多くのエピソードを盛り込もうとする。記述は舅姑への孝、親戚への心配り、側妾との睦まじき、嫁への配慮、僕婢へのいたわりなど細部にわたり、その結果として、先妣行狀は長編化する傾向にあつた。

五、先妣行狀の流行の背景

明に先妣行狀が流行した第一の要因としては、明がとりわけ孝の強調された時代だったということがある。南宋の朱子學の規範が庶民層を含めて社會に浸透したのは明代である。孝の觀念は中國の全王朝を通じてのものだが、明代とくに顯在化し、文學にも大きな影響を及ぼした。たとえば、明代では父母の六十、七十、八十歳といった節目に子が盛大な壽誕の會（誕生會）を催す風習がひろまつた。交遊のある

士大夫は、壽詩や壽序を贈り、長壽は有徳の結果だとしてその家を稱える。その父母に一面識がなくともおかまいなしで、壽序には子がいかに孝道を發揚したかが綴られる。こうして、明代には壽序という新しい文體が大量に出現するに至り、その中には女性のための壽序も多く含まれる。⁽³⁾壽序や壽詩を依頼するために、子が母の存命中に行狀を作成する場合もあつた。

第二に、先述の孝の規範と連動するのだが、母の地位があがつたことが挙げられる。それはこの時代、友人の求めに應じて書かれた墓誌銘の大半が「だれぞの母某孺人墓誌銘」に作つてあることからも知られる。「だれぞの母某孺人墓誌銘」という言い方はあっても「だれぞの父の墓誌銘」という題は存在しない。まさに、「母は子を以て貴しと爲す」である。實は先妣行狀の中には、側室の女性を對象としたものもある。明代は父母合葬の例が多くみられるが、側室は嫡子を産んだとしても合葬は認められない。庶出の士大夫にとって、先妣行狀は、孝の名分のもとに側室の身分である母を顯彰できる文體でもあつた。

第三に、墓誌銘の形骸化が挙げられよう。宋以後、母の墓誌銘を自ら誌す士大夫が増えたとはいゝ、基本的に墓誌銘は他者に依頼するものである。しかも、一定の型があり、どれほど筆力があろうとも女性の銘文は似たり寄つたりになりがちである。字數に制限のない先妣行狀という文體は、自らの母について委細漏らさず誌したいという士大夫の欲求に合致していたのだろう。

明末の賀復徵が文を體例別に編纂した『文章辨體彙選』七八〇卷は、抄本しか傳わらず、さほど廣く行われた書物ではないが、行狀には崔詵の「顯妣淑人李氏述」が採られている。明には、女性の行狀や士大

夫が自ら先妣行狀を書くことをタブー視するような雰圍氣は全くない。

六、歸有光と母子の情

歸有光の「先妣事略」は、先妣行狀としては、特異な作品である。まず、長編化の傾向の中に在って、「先妣事略」はむしろ短い方である。たしかに行狀に必要な情報、母の姓名や出自、亡くなつた年月日は、漏れなく書いてある。しかし、冒頭の、ふつうなら諱や出自から始まる箇所には、母が死ぬに至つた事情が述べられ、諱や出自についての情報は中段にまわされている。

これが執筆されたのは母の死から十七年後のことであり、墓誌銘依頼のための先妣行狀でないことは、明らかである。また、母を顯彰するための文でもなく、家教について縹縹述べるわけでもない。もし母のことを顯彰し、孝心を發露することが目的ならば、母が避妊薬と稱する田螺を飲んで死に至つた事情などは、祕して語られなかつたはずである。子を産むことが女の重要なつとめとされた時代、「子が多くて困る」といった女徳に乖るような母の科白は記されなかつたはずである。さらに何よりも、歸有光は、先妣行狀の中で多用される「不肖の子」とか「不孝大罪」、あるいは「孤子泣血して謹狀す」とかいつた常套表現を「先妣事略」に一切用いていない。「先妣事略」の主題は母の顯彰にあるのではなく、母のいらない哀しみをいうことにある。多くの先妣行狀が大きさな言辭を連ねて母への哀悼の辭とし、あらゆる女徳を陳列して母を顯彰し、自らの孝心を發揚しようとしたのに對して、歸有光の「先妣事略」が描いたのは純粹な母子の情であつた。次にあげる「亡兒齋孫擴誌」は、長男齋孫の母で、「先妣事略」にも登場する妻が、生まれたばかりの子をのこして亡くなる場面から始

まつている。

嗚呼。余生七年、先妣爲聘定先妻、而以吾姊與王氏。一年、而先妣棄余。余晚婚、初舉吾女、每談先妣時事、輒夫婦相對泣。又三年、生吾兒。先妻時已病。然甚喜、呼女婢抱以見舅氏。臨死之夕、數言二兒、時時載二指以示余。可痛也。（ああ、私が生まれて七年目に、母上は私のために先妻との婚約を決め、姉を王氏に嫁がせる約束をなさつた。一年後に母上は私をおいて逝つてしまわれた。私は結婚が早く、最初に娘を授かり、母上の生前のこと話をすたび、夫婦で涙したものだ。それから三年して男児が生まれた。先妻はその時すでに病氣だったが、大變喜んで、婢を呼んで抱かせ母上の實家に見せに行かせた。臨終の夜には、繰り返し二兒のことをいい、何度も私に向かつて指を一本立ててみせた。本當に哀れだつた。『震川先生集』卷二二）

二本の指は、死の床にある妻の、一人の子を頼むというサインである。幼子を残して死ぬ母の思いが傳わつてくる描寫である。

さらに「外姑を祭る文」には、この妻が臨終の床で母を待つ場面が描かれる。

十月庚子、將絕之夕、問侍者曰、「二鼓矣。」聞戶外風淅淅曰、「天寒、風且作。吾母其不能來乎。吾其不能待乎。」嗚呼。顛危困頓、臨死垂絕之時、母子之情何如也。（十月庚子、臨終の夜、「二鼓の時分かしら？」と侍者に聞いた。戸外の風のひゅうひゅうという音を聞き、「冷えてきて、風が出たみたい。お母様は間に合わないかも。私はもう待てないかも」といった。ああ、人生の一大事、まさに人が死のうとする時の、母子の情の何と深いことよ。『震川先生集』卷二〇）

歸有光が描いた、こうした母子の情、血を分けた肉親への思いは、

今日の讀者にとっては、大變近しいものであるが、載道の文學という觀點からみれば、家庭内のこととこまごまと描寫する彼の手法は、あまり高く評價されなかつた。歸有光文學の評價が定まるのは、上述したように、明末清初の錢謙益や黃宗羲を経て、清の桐城派に至つてからである。そして、「先妣事略」は『古文辭類纂』に收入されて以後、多くの讀者を獲得し、實作面でも大きな影響を及ぼしたのである。

桐城派の劉大櫆に私淑したことで知られる陽湖派の古文家張惠言⁽²⁾は、歸有光と同題の「先妣事略」という作品がある。「十九歳で寡婦となり、針仕事で一家を支えた母を哀悼した文である。彼は、飢餓にあえいだ幼い日々を赤裸々に語つたあと、三十年前の母の自殺未遂に言及する。

嘗憶惠言五歳時、先妣日夜哭泣數十日、忽蒙被晝臥。惠言戲牀下、以爲母倦哭而寢也。須臾族母至、乃知引帶自經。幸而得蘇。而先妣疾、惠言在京師。聞狀馳歸、已不及五十日。嗚呼。天降罰于惠言、獨使之無父無母也耶、而于先妣、何其酷也。（むかし、私惠言が五歳のころ、母上は數十日間晝も泣き通しだったかと思うと、突然晝にふとんを被つて寝てしまわれたことがあつた。私はベットの下で遊んでいて、てっきり母上は泣き疲れてお休みになられたのだと思っていた。すぐに伯母さんがやってきて、母上が帶で首をくくるうとなさつたことを知つた。幸いに一命を取りとめた。母上が病に倒れられたとき、私は都にいて、知らせを聞いて飛んで歸つたのだが間に合わず、母の死から五十日が経つてしまつてゐた。ああ、天が私に降した罰は、父と母とを失うということだけなのに、天の母上に對する仕打ちの何と酷いことよ。

『茗柯文』(編) 卷下)

この幼子が母の異變に氣づかぬ場面は、歸有光の「先妣事略」を彷彿とせるもので、歸有光文學の影響が色濃く感じられる。

おわりに

先妣行狀の起源は、母の墓誌銘を依頼するために、その資料として母の生年や卒年、出自や家教、生前の德行を記したことがある。しかし、唐以前は、それは「内言は権を出でず」の儒教規範や喪中の執筆を忌む慣習によって、文學者の別集の中に收められることはなかつた。別集に收められるようになるのは、宋代からである。しかし、宋代には、この新しい文體を「非古」とみなすむきもあり、先妣墓誌銘は認知されても、先妣行狀を別集に堂々と收録した文學者は少數であつた。

元を經て明になると、孝の規範が強まり、母の地位が相對的に上昇したこともあるって、先妣行狀は先妣墓誌銘とともに流行する。そして、本來、墓誌銘の資料であつたはずの先妣行狀は、獨立したものになり、士大夫にとって母を顯彰し、孝心を發揚する文體となる。士大夫は、墓誌銘には書けぬ家庭内の雜事や母の家教について、詳述するようになる。肉親の思い出を語りたいという内的な欲求は、人類普遍のものであろう。しかしながら、當時の孝や女徳の規範のもとで、先妣行狀の内容はパーソン化して、委曲詳盡のみに力が注がれるようになる。そこに登場したのが歸有光の「先妣事略」なのである。この作品は、先妣行狀でありながら「不孝」「不貞の子」といった孝の規範から出た言葉は一切使わず、純粹な母への思いが吐露される。今日の私たちが讀んでも極めて身近に感じられるのはそのためだ。歸有光は、先妣行狀という文體が宿命的に背負うかに見えた孝の規範を、母子の情の

世界を描くことでいつも簡単に超越したのである。これが當時の先妣行狀としては極めて異例の内容であったことはいうまでもない。しかし、私には、これこそが先妣行狀という「非古」の文體を生んだ、本来の精神だったと思われるのだ。

注

- (1) ここでは康熙本『震川先生集』の標題によった。萬曆元年昆山本も同じ。ただし、萬曆年間刻の常熟本は「先妣事狀」を作る。
- (2) 明制は宋に倣い、一品の官僚の母または妻には一品夫人、一品に夫人、三品に淑人、四品に恭人、五品に宜人、六品に安人、七品以下に孺人の封號が與えられる。ただし、宋の政和二年以前は、一品に國夫人、二品に郡夫人、三品から六品に郡君、七品以下では縣君が贈られた。
- (3) 生年を一五〇六年とすることが多いが、實際は正徳元年十二月二十四日の生まれで、これは西暦一五〇七年一月六日にある。
- (4) 抽論「錢謙益の歸有光評價をめぐる諸問題」(『日本中國學會報』第四四集一九九一年)および「黃宗羲の歸有光評價をめぐって」(『學林』第十七號一九九一年)参照。
- (5) 『世說新語』任誕篇四の一の「一往有深情」に基づく言葉である。
- (6) 明代は歸有光に対する評價はさほど高くなく、萬曆三十一年刻『今文選』は歸有光の作品を一篇も収録していない。明末になると、天啓三年刻『明文奇賞』に五篇、崇禎四年刻『皇明文徵』に四篇と微増し、清初の黃宗羲に至って『明文案』に三十一篇、『明文海』に二十三篇と、評價が高まる。ただ、「先妣事略」は含まれていない。明文總集の類で最初に「先妣事略」を收録したのは、康熙三十二年刻『明文往』(ただし「先妣事狀」を作る)である。編者の薛熙は汪琬の門下生で、自らの集を『依歸集』と名づけるほど歸有光に傾倒した人物だが、『明文往』
- (7) 細文豹の生卒年は不詳。『吹劍錄外集』卷首に淳祐十年(一二五〇)の序がある。なお、清の王應奎は『柳南隨筆』卷二で細文豹の説に賛同し、唐時升(明季の古文家で、歸有光の流れを汲むいわゆる嘉定四君子の一人)に先妣行狀の作があることを難じている。清に至ってもなお先妣行狀に批判的な立場の者も存在したことがわかる。
- (8) この部分の「事行」という言葉は、從來、士大夫の仕事や業績というようく解釋されている。しかし、私は誅という文體との対比から、事行状すなわち行狀を指すと考える。
- (9) 『三國志』魏志明帝紀に「(太和)四年六月戊子太皇太后崩。……秋七月、武宣卞后祔葬於高陵」とある。后妃傳が「五月薨」に作るのは誤り。詳細は趙幼文『曹植集校注』参照。
- (10) 「子が描く母の肖像——『金樓子』皇妃篇について」(『宮澤正順博士古稀記念 東洋——比較文化論集』青史出版一〇〇三年)。
- (11) 宋李昉編『文苑英華』卷九六九 誌三十五 婦人七、元潘昂霄『金石例』卷三『歸附誌式』、明王行『墓銘舉例』卷一柳河東参照。
- (12) 中原健一「詩人と妻——中唐士大夫意識の一断面」(『中國文學報』第四七冊一九九一年)。
- (13) 宋代の「妻と士大夫の文學については、中原健一「夫と妻の間——宋代文人の場合——」(『中華文人の生活』平凡社一九九四年)を参照されたい。
- (14) 調査は『四部叢刊』『文淵閣四庫全書』『四庫全書存目叢書』『續修四庫全書』、および京都大學人文科學研究所所蔵の別集(内閣文庫、静嘉堂文庫、尊經閣文庫、北平圖書館舊藏書などの景照本を含む)によった。

博搜を心がけたが、国内外にお未見の書があり、若干の遗漏は免れない。博雅のご指摘を乞う。

- (15) 「亡妻行狀」は、宋では韓琦「錄夫人崔氏事迹與崔殿丞請爲行狀」、宋許景衡「陳孺人述」の二篇。元では袁桷「亡妻鄭氏事狀」一篇、明中期にやや増えて、李攀龍「亡妻徐恭人行狀」など十篇。さらに明末から急増し、清に至って普遍化したようである。

- (16) 明徐師曾『文體明辨』に、「按字書云、『述、譏也。纂譏其人之言行以俟考也。』其文與狀同、不曰狀、而曰述、亦別名也。(按するに)字書に云う、『述は譏なり。其人の言行を纂譏して以て考を俟つなり』と。

其の文は狀と同じ。狀と曰わざして述と曰うは、亦た別名なり」とある。

- (17) 西上勝「古文と母——歐陽脩『瀧岡阡表』考——」(『日本中國學會報』第五十三集一〇〇一年) 参照。なお、本論では、歐陽脩の「瀧岡阡表」は碑誌に分類している。

- (18) 「先妣上谷郡君家傳」は、『宋文鑑』に収録されて廣範な讀者を獲得した。後世、これに倣って家傳と稱して母を語る者も現れた。たとえば、明の戴鑾『戴中丞遺集』卷六「先妣太宜人家傳」、潘潢『樸溪潘公文集』卷六「先妣淑人家傳」など。

- (19) ただし、曾肇の別集『曲阜集』は散逸し、今日の輯佚本には該當する作品はない。

- (20) また、明では萬恭『洞陽子集』や殷士儋『金與山房稿』のように、特定の卷を「家傳」に充てて、家族の碑誌や行狀を收録している場合もある。

- (21) 抽論「明清女性壽序考」(『明清文學與性別研究』 江蘇古籍出版社二〇〇一年) 参照。

- (22) 存命の者について記した文を行狀と呼ぶのは不適當かもしだいが、他に言葉が見つからないのでこう呼んでおく。唐龍『漁石集』卷三「求

文述」、費密『費鍾石文集』卷二「述老母事實」、馮柯『貞白全書』癸帙「吾母李安人七十求文行述」などがある。

- (23) 四庫全書本(卷三八一)のみ闕巻による。

- (24) 陽湖派の文人と母親の關係については、曹虹『陽湖文派研究』(中華書局一九九六年)第四章第三節「母教對陽湖派形成的影響」を参照されたい。

附記

本稿は、平成十三年度科學研究費補助金の交付を受けた基礎研究(C)(1)「ジェンダーからみた中国の「家」と「女」」(課題番號13837035)による研究成果の一部である。